

公益財団法人全日本柔道連盟 倫理に関する基本方針

全日本柔道連盟は、柔道の普及・振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを、その事業目的としている。その活動に際して、関連する法令の遵守はもとより、定款を始め本連盟が独自にその事業活動の推進に関して遵守すべき規程・規則等を定め、これに沿った活動・行動をしていくこととする。

一方、今般、公益財団法人に移行したことに伴い、今後さらに、自主的・自律的な活動を展開していくこととなり、公益財団法人として果たすべき社会的な責務・役割も、ますます大きくなってくる。また昨今、社会経済情勢の変化に伴い、柔道界のみならず社会全般に、人間としての倫理観の減衰・喪失を危惧させる状況もある。

このような中、今後、本連盟を構成するすべての柔道人が、法令や規程・規則遵守の枠に満足することなく、さらに高い倫理観と見識をもって、その活動に関わっていく必要がある。

柔道人には元来、講道館柔道の創始者である嘉納治五郎師範が説くところの、「精力善用（目的を達するために精神の力と身体の力を最も有効に働かす）」、「自他共栄（自己の栄のみを目的とせず、助け合い、譲り合い、融和協調して、共に栄える）」という、由つて立つべき原理と思想がある。さらに、「柔道修行の究竟の目的」は、「己を完成し世を補益する（自分の人間性・人格を完成し社会に貢献する）」ということにある。すべての柔道人は、これらの崇高な倫理観を、その行動規範としなければならない。

その実践に当たって、本連盟の登録会員および職員はもとより、すべての柔道関係者が守るべき倫理と社会的規範、その推進についての施策等を、「倫理規程」等により明らかにした。柔道関係者は、この「倫理に関する基本方針」と「倫理規程」等が、具体的な行動と日常の意思決定に活かされるよう、不斷の努力と自己規律に努めなければならない。

（平成24年10月20日制定）

以上